

厚生労働省発健生 0207 第 6 号
令和 6 年 2 月 7 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

厚生労働大臣 武見 敬三
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる添加物の安全性審査を行うこと。

Saccharomyces cerevisiae NS470 (CBS 615.94) 株
を利用して産生された α -ガラクトシダーゼ



***Saccharomyces cerevisiae* NS470 (CBS 615.94) 株**
を利用して産生された α -ガラクトシダーゼに係る食品健康影響評価について

1. 趣旨

「*Saccharomyces cerevisiae* NS470 (CBS 615.94) 株を利用して産生された α -ガラクトシダーゼ」については、令和6年1月16日付けでケリー・ジャパン株式会社から、遺伝子組換え添加物の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第14号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品目の概要

本品目は、生産性の向上を目的として、*Saccharomyces cerevisiae* YT6-2-1 L株(SU株)を宿主とし、マメ科植物であるグァー(*Cyamopsis tetragonoloba*)の市販品種由来の α -gal遺伝子の導入等を行った*Saccharomyces cerevisiae* NS470 (CBS 615.94)株を利用して産生された α -ガラクトシダーゼである。

3. 酵素の機能

本品目は、糖分子等からなる分子鎖に側鎖として α -D-ガラクトシド結合した非還元末端側のガラクトースの分解活性を持つ酵素である。

4. 利用目的及び利用方法

本品目は、テンサイ糖の製造工程において障害物質となるラフィノースを分解させることにより砂糖の収率向上のために利用されるほか、植物由来のオリゴ糖や多糖類に作用させ、消化性の向上等に用いられている。また、増粘安定剤として使用されるガラクトマンナン多糖類であるグァーガムの品質向上に用いられる。用途及び使用形態は既存の α -ガラクトシダーゼと相違ない。

5. 海外の状況

本品目は、EU等において食品添加物としての利用のための申請が進められている。

6. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、官報公告等の手続を進める。